

株式会社 MATAHARI 様 移転オープンされました

MATAHARI
Flowers And Something You Need



生花店を営んでおられる株式会社 MATAHARI 様が、法人設立後わずか2年で自社店舗を購入し、今年2月1日に移転オープンされました。新店舗お披露目会には200名以上の方がお越しになったそうです。

1階では、店外から見える色鮮やかなブルーの陶器タイルの作業場と、壁一面に広がる深い赤色とのコントラストが目を楽しませてくれます。

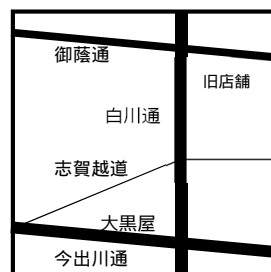
2階には、レッスンができるスペースを設けられており、男女問わず、幅広い年齢層のお客様に癒しの時間を過ごして頂けるようになっています。

また、社長自ら花や植物の仕入れを行い、華やかで個性のある花を多く取り扱われています。観葉植物も多くの種類が並んでおり、ギャラリーとしても楽しませてくれます。

お家の観葉植物から歓送迎会の花束、会社の行事まで対応できますので、是非、一度お立ち寄りください。

【株式会社MATAHARI】

代表取締役 中川 ひとみ
京都市左京区北白川久保田町16-2
<TEL> 075-712-7622
<FAX> 075-746-3570
<営業時間> 10:00~19:00
<定休日> 木曜日
<HP> <http://www.flower-matahari.com/>



当事務所員が...

結婚しました！ & 子どもが産まれました！

この度、職員藤川（旧姓：鎌田）が結婚し、職員水野の第一子が誕生しましたので、ご報告致します！

このたび、当事務所員の藤川（旧姓：鎌田）がめでたく結婚し、結婚式に所員一同で参列致しました。

晴れ渡る空に桜吹雪が舞う中で、ご友人やご家族に囲まれ笑顔の絶えない幸せいっぱいのお二人の姿に、私たちも心癒されました。お二人にとっても素敵な素晴らしい1日となったようです。

<本人よりコメント>

これからは夫と共に歩んでまいります。まだまだ未熟な私ですが、これからもよろしく願い致します。



披露宴にてお二人を囲んで

ウェディングドレス素敵でした



当事務所員の水野に待望の第一子が誕生しました。

<本人よりコメント>

名前は、水野 蒼己（みずの そうき）です。名を決めるのにもすごく悩みましたが、由来としては「大空や大海原のように、大きく育てて欲しい」という意味を込めて名付けました。

これから、人生という大海原を自らの力で漕ぎだすわけですが、己自身の力で大海原を制覇できるように家族で見守っていかうと思います。

どうかこれからも皆様よろしく願い致します。



水野そっくりの寝顔です！
いっぱい飲んで大きくなって
くださいな

PROGRES

プログレス

第63号

平成28年4月9日発行

新納会計事務所・(株)新納経営
〒604-0031
京都市中京区新町通二条下頭町16-1
TEL:075(231)0335 FAX:075(231)0473
<http://www.shinnou.net/>
e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp

PROGRESS (プログレス) とは「進歩」の意。皆様と共に進歩していきたくてという願いを込め発行します。

～満開の桜に思う～

所長・税理士 新納 賢二

桜が満開の4月初旬、所員の鎌田真規子が、八坂の塔が見える高台寺近くの式場で結婚式を挙げた。その披露宴の最中に、所員水野浩明に第一子が誕生するという、当事務所にとってWおめでたい記念日となった。

これからの二人の人生に幸多かれと祈るばかりだ。

結婚は夫婦がそれぞれの人格を認め合って、互いの考えを尊重することで成立する。生まれも、育った環境も、性格も違う二人が一つ屋根の下で生活するのであるから意見がぶつかることもあろう。主張すべきは主張し、譲るべきは譲る。相手の気持ちを忖度する事が大切だ。

結婚は親からの旅立ちでもあろう。親に見守られていた生活から、何事も二人で決断し、二人で歩いていく。その歩みの中で親の恩に思いを馳せ、その恩を返そうと心がけて自分を磨いていくことが人間として大事な道であらう。

感謝の気持ちを大切にこそ、お互いの共同生活はほんとうに物心ともに豊かな姿に近づいていく。

又子供を持つ事も親と子の生活への旅立ちである。親になって初めて、自分を生み育ててくれた親の苦勞が理解できる。子供が一人前になる迄は親の責任である。その重さ以上の喜びを子供の笑顔は与えてくれる。親に感謝、子に感謝である。

偉そうな事を書いたが、私自身は親の恩に十分に報いられたのだろうか、自信はない。しかし至らなかった息子であっても、その至らない分も包んで私をあの世で見守っているのだろう。

親とはそういうものだと思う。

私は、ほぼ毎朝御所へ散歩に行くが、固い蕾が少しずつ赤みを帯び、ある朝ふと見上げると一輪花開いているのを見つけた時は、「咲きましたよ」とすれ違う人に声をかけてしまう。そして3、4日すると見事に満開となる。

御所の桜も種類が多く、ソメイヨシノは豪華、紅しだれは優美、山ザクラは素朴、それぞれが暖かい春が巡ってきた喜びをからだ全身で表している。寒風に耐え、時に雪を被りながら、着々と力を蓄えてきた結果としての美しさである。

人の歩みも同じである。美しい人生を送るには、苦しい時は頑張り、悲しい時は耐え、コツコツするべき事を為し、人に喜んでもらい、そして自分も喜ぶ。この様にして人生の花を咲かせていくのだろう。



目次 1 ページ：所長挨拶 2 ページ：贈与税の「落とし穴！」 3 ページ：お客様紹介
4 ページ：トピックス 差し込み：経営理念を作成しましょう

知っていますか？

贈与税の「落とし穴！」

平成27年1月の相続税の改正により、これまで相続税とは無縁だった人も相続税の対象となる可能性が出てきました。東京国税局管内では、相続税申告対象者は改正前が21.0%なのに対し、改正後は44.5%にもなると予測されています（申告すれば相続税が0になる人も含む）。一方で、相続税に大きくかかわる贈与税の緩和も行われました。ここでは、最近注目されている贈与税についての「落とし穴」について述べたいと思います。

< 贈与税の非課税枠内での生前贈与でも相続財産になる場合 >

親から生前贈与された子供名義の預貯金が、親が亡くなって相続が発生した際に相続財産とされた事例があります。税務調査等で、生前贈与した事実を証明できるように以下の点に注意することが必要となってきます。

Point 1 贈与の都度、贈与契約書を作成する

贈与については当事者間の契約があってはじめて有効になります。これらを証明するために書面（贈与契約書）で残しておくことが大切です。

Point 2 通帳や印鑑、カードの管理は贈与を受けた本人が行う

贈与財産をもらった人がその財産を自由に使える状態でなくては贈与したことになりません。贈与者自身が引き出したり解約できるような状態では「名義預金」と判定されてしまいます。

Point 3 お金の贈与は振込で行う

贈与した事実が、通帳等で確認できるようにしておくことが重要です。

< 贈与額が年間110万円を超えた場合は贈与税の申告をする >

金銭を暦年贈与した場合、贈与税はその年中に贈与した金額から基礎控除額（110万円）を差し引いた金額に課税されます。つまり、110万円を超えた場合は贈与税の申告が必要になります。申告がないと贈与税等が課税させるとともに無申告加算税が課されることとなります。

Point 1 110万円以下でも課税されるケースに注意！

「10年にわたり毎年100万円ずつ贈与を受ける」と約束した場合には、約束した年において10年間に毎年100万円ずつ給付を受ける権利の贈与があったものとして1000万円に贈与税がかかるので申告が必要になります。

Point 2 贈与税申告書の受付期間

平成28年1月から同年12月までに受けた贈与に対する贈与税申告書の受付期間は平成29年2月1日から3月15日までとなっています。

< 相続時精算課税制度の注意点 >

相続時精算課税はその年の1月1日の時点で60歳以上の親または祖父母が、20歳以上の子や孫に贈与する際に行われる制度です。これは2500万円までの贈与は贈与時には課税されることなく受取が可能となっており、すべての資産が対象で、金額や贈与の分割回数なども制限のない制度です。但し、相続が発生すると相続財産に加算され、相続税が課されます。

- ・ 贈与された年の翌年の2月1日から3月15日までの間に届け出が必要
- ・ 相続額は贈与されたときの価額がもとで決まる（値上がりが期待できる資産については節税効果大きい！）
- ・ 一度、制度利用を決めたら「暦年課税」に変更することは不可能
- ・ 2500万円を超えて贈与税を支払ったケースでは相続税からの差引が可能。贈与税が相続税を上回ったときは申告することで還付金を受け取れる
- ・ 受贈者が贈与者ごとに選択可能

～ 詳しいことは当事務所にお気軽にお尋ねください ～

～新しいお客様の御紹介～

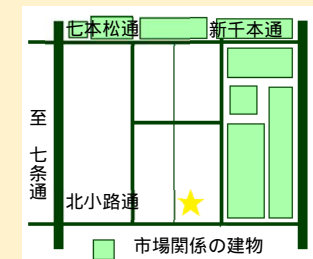
株式会社 京都にしひがし

今回ご紹介するお客様は、京都中央卸市場の西側にお店を構える株式会社京都にしひがし様です。

鯖寿司やお弁当の製造販売及び有名料亭へ新鮮な魚介類も卸されております。

鯖寿司は、ちょうど良い酢加減、分単位で絶妙にしめた鯖、社長の独自製法により青魚の生臭さをあまり感じさせません。また、美味しさを保つため竹の皮で包んでおります。

京都にしひがし様でしか味わえない「生鯖寿司」を是非お召しあがりください。



【株式会社京都にしひがし】代表取締役 山上 忠彦
 <住所> 〒600-8846 京都市下京区朱雀宝蔵町 58 番地 105
 <TEL・FAX> 075-314-0191

志賀貿易 株式会社

【買付け屋】
カリフォルニア オンラインショップ



今回ご紹介させて頂くのは、アメリカ、カリフォルニア州から、輸入業を営んでおられる「志賀貿易株式会社」様です。

アメリカで人気の商品や限定品など、仕入れ担当者が直接現地にて買付け、お客様のご自宅までロサンゼルスより直送します。日本に居ながらアメリカでお買物ができるお店『買付け屋』のご利用をお待ちしています。

【買付け屋 本店】
 <HP> <https://kaitsuke-ya.com/>
 <お問い合わせ> support@kaitsuke-ya.com
 【カリフォルニアの情報サイト(かりふおるに屋)】
 <HP> <http://californi-ya.com/>
 【日本代理店募集サイト(かりふおるに屋 B2B)】



アカデミー賞でセレブのお土産になったボトル入り折りたたみ傘 ビンレラ

< 社長様よりコメントを頂いております >

アメリカ西海岸での、長年の生活経験から、一時帰国の際にお土産で持ち帰る商品で大いに喜ばれる事が多々ありました。

『良いアメリカの商品、情報を日本の皆様に直接届ける商売が出来るのでは』と、ここ数年のインターネットの普及により国境無き市場が出現し、国境を越えたネット小売り販売、卸、貿易を行うという趣旨で『志賀貿易株式会社』を設立しました。

今後さらに発達し、日本に居ながら多くの世界の人々と物と情報が、限りなく早い時間で交差する中で生活する事になり、インターナショナルなインターネットの物販は、これから無限大に広がり、規模を拡大することは間違いないと考えます。

【志賀貿易株式会社】代表取締役 志賀 達哉
 <住所> 京都府京都市北区鷹峯旧土居町 1 番地の 100
 <お問い合わせ> info@shigaboueki.co.jp

お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、是非、ご紹介いただきますようお願いいたします。